

⑨<sup>じどうふようてあて</sup>児童扶養手当の おしらせ

7～8月分<sup>がつぶん</sup>の児童扶養手当<sup>じどうふようてあて</sup>を 9月11日(月)に 振り込み<sup>ふりこ</sup>みます。

現況届<sup>げんきやうとどけ</sup>を出<sup>だ</sup>していない人<sup>ひと</sup>など 振り込み<sup>ふりこ</sup>みが 決ま<sup>き</sup>っていない人<sup>ひと</sup>には 振り込み<sup>ふりこ</sup>みができません。

一部支給停止適用除外事由届出書<sup>いちぶしきやうていしつうじゆうじゆわいじゆうとどけ</sup>を出<sup>だ</sup>していない人<sup>ひと</sup>は お金<sup>かね</sup>の半分<sup>はんぶん</sup>が 振り込み<sup>ふりこ</sup>できないことが あります。

たんとう

かくくこそだ しえんか  
各区子育て支援課

あおいく  
葵区 Tel.221-1093

するがく  
駿河区 Tel.202-5815

しみずく  
清水区 Tel.354-2120

かんばらしゆつちやうじよ  
蒲原出張所 Tel.385-7790



こくさいこうりゅうか  
国際交流課が つけりました